

# まほろば秦野通信

令和4年12月26日

タイトル	<b>火災予防に関する届出 ぴったりサービスの電子申請で手続き可能になります</b>
When (いつ)	令和5年1月4日（水曜日）午前9時から受け付け開始
Where (どこで)	パソコン・スマホ・タブレットから、24時間365日申請が可能です。
Who (だれが)	各届出等の申請者
What (なにを)	「防火・防災管理者選任（解任）届出」等、14種類
How (どのように)	政府が運営するオンラインサービスである「マイナポータル・ぴったりサービス」を活用した電子申請が利用できます。 これまで火災予防に関する届出は、消防本部の窓口か郵送で提出する必要がありましたが、電子申請が可能になることで利便性が高まります。
Why (なぜ)	火災予防分野でも国や自治体が推進するデジタル化に取り組み、申請者にとって便利で環境に配慮した社会を実現していきます。
過去の実績	ぴったりサービスによる電子申請は、秦野市では初の取り組みです。
今後の取り組み	今後も電子申請できる届出を順次追加する予定です。
ホームページ URL	<a href="https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1667353835671/index.html">https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1667353835671/index.html</a>
問い合わせ	予防課 予防危険物担当：横山 電話：0463（81）5240